



24生畜第1869号
平成24年12月21日

東北農政局生産部長
関東農政局生産部長
全国農業協同組合中央会農業対策部長 } 殿

(農林水産省)生産局畜産部畜産振興課長

汚染牧草等の適正な保管及び関連費用の賠償の基本的な考え方の整理について

平素より畜産行政の推進に格別の御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放射性セシウムに暫定許容値(100 Bq/kg)を超えて汚染された牧草等(以下「汚染牧草等」という。)については、そのほとんどの汚染濃度が8,000 Bq/kg以下であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき一般廃棄物として市町村等が処理することが可能となっているところです。

しかしながら、汚染牧草等の量は膨大であり、焼却処理のための焼却施設の確保や設置の調整に時間を要するほか、焼却灰の放射性物質濃度のコントロールのため1回の処理量に限界があること等から、大半が農家段階でいまだ保管されている状況にあります。

このような中、①被覆しているシートやラップ等の経年変化により、露出・飛散や悪臭発生のおそれがあること、②ほ場での保管に伴い除染や次期牧草栽培作業に支障を来すこと、③牛舎内や飼料庫での保管に伴い新しい牧草の保管場所の確保に支障を来すこと等が懸念されます。

このため、農林水産省としては、引き続き環境省と連携し焼却等の処理を推進していくこととしておりますが、汚染牧草等の保管の長期化に備え、対策のための費用等の東京電力株式会社への求償について同社と協議を続けてまいりました。今般、汚染牧草等の保管・処理経費の賠償の基本的な考え方を同社との間で確認し、別添のとおり整理したのでお知らせします。

つきましては、貴局管内の関係県に対し、この旨周知するとともに、汚染牧草等の保管及び処理が適正かつ円滑に行われるよう、必要に応じ以下の対応を検討・実施するよう併せて御指導方よろしく申し上げます。

なお、全国農業協同組合中央会に対しては、参加団体等(東電損害賠償各県協議会)への周知を依頼していることを申し添えます。

- (1) 防水シートによる被覆、耐候性フレコンバックの活用及び保管用仮設パイプハウスの設置により露出・飛散防止や悪臭防止対策を図ること
- (2) ペレット化、炭化处理等により汚染牧草等の減容化を図り、保管の簡素化に努めること
- (3) 保管場所が確保できる場合には集中保管により保管管理の省力化を図ること

つきましては、貴会の参加団体等(東電損害賠償各県協議会)に対し、この旨周知するとともに、汚染牧草等の保管及び処理が適正かつ円滑に行われるよう、必要に応じ以下の対応を検討・実施するよう併せて御指導方よろしく申し上げます。

なお、東北農政局及び関東農政局に対しては、関係県に周知するよう、別途依頼しております。

注意：() は全中の場合に下線部分に書き換える。

(別添)

平成24年12月21日

農林水産省生産局畜産部畜産振興課

汚染牧草等の保管に関する賠償の基本的な考え方の整理について

放射性物質汚染を理由に利用自粛を指導された牧草等(以下「汚染牧草等」という。)の保管に関する賠償の基本的な考え方については、東京電力(株)と調整の結果、下記のとおりとする。ただし、この考え方の整理に記載されたもののうち個別具体的な取扱いについては、同社と各県との間で調整して定めることとする。

記

汚染牧草等の保管・処理経費の賠償の基本的な考え方について

汚染牧草等の保管・処理に係る費用については、平成24年5月18日付け文書(別添参考)で、以下を賠償の対象とする旨整理したところである。

1. 汚染牧草等の運搬・減量化(堆肥化)等に要する費用
2. 汚染牧草等の牧草地への散布、すき込み等に要する費用

今般、上記の費用に加え、保管の長期化に備えた対応として、以下に掲げる費用も賠償の対象とする。

1. 防水シートによる被覆、フレコンバックへの収納に要する費用(シート代、運搬費、作業費(委託又は通常の営農行為を超えて追加的に発生したもの)、機材借上げ費等)
2. 汚染牧草等保管用に使用し、使用後は撤去することを前提とした簡易パイプハウスの設置、同ハウスへの収納に要する経費(資材費、作業費(委託又は通常の営農を超えて追加的に発生したもの)、運搬費等)
3. ペレット化、炭化処理等による減容化に要する費用(資材費、作業費(委託又は通常の営農を超えて追加的に発生したもの)、運搬費、処理機材借上げ費、減容化物の一時保管経費等)
4. 保管のためにやむを得ず発生した経費(借地代等)

(参考)

平成24年5月18日

農林水産省生産局畜産部畜産振興課

牧草地の除染等の賠償の基本的な考え方の整理について(抜粋)

牧草地の除染(畜産物の安全性確保のための牧草への放射性物質の吸収抑制対策を含む。以下同じ。)に係る損害賠償請求の基本的な考え方については、東京電力(株)と調整の上、以下のとおりとする。この考え方の整理に記載されたもののうち個別具体的な取扱いについては、同社と各県との間で調整して定めることとする。

I 牧草地の除染について(略)

II 飼料の暫定許容値を上回る牧草の牧草地への散布、すき込み等について

飼料の暫定許容値を上回る牧草等(以下「汚染牧草等」という。)の処理として行う、牧草地への汚染牧草の散布、すき込み等に要する以下の費用については、必要かつ合理的な範囲において賠償の対象とする。

1 汚染牧草等の運搬・減量化(堆肥化)等に要する費用

(1) 保管場所から圃場等への運搬費用(トラック等の借上及び作業に要する費用)

(2) 汚染牧草等の減量化(堆肥化)等に要する費用(堆肥製造機械等の借上、発酵促進剤の購入及び作業に要する費用)

(3) ロールベール状の汚染牧草等の解体に要する費用(ロールベールカッター等の借上及び作業に要する費用)

2 汚染牧草等の牧草地への散布、すき込み等に要する費用

(1) 汚染牧草等の散布に要する費用(散布機等の借上及び作業に要する費用)

(2) 汚染牧草等のすき込み等に要する費用(プラウ等の借上及び作業に要する費用)

III 牧草地の除染等に必要な機材の導入について(単位面積あたりの除染単価を設定する場合において、単価に含まれる場合には対象外)(略)

IV その他(略)